

「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(平成12年9月)」(抜粋) *下線部分は、3.(1)(p6)の該当部分。

第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

3 ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進、検査体制の整備等

(1) 調査研究及び技術開発の推進

国は、ダイオキシン類対策に必要な、生成・排出機構の解明、生物への蓄積機構の解明を含めた生物への影響、環境中の挙動等の調査研究及び廃棄物の適正な焼却技術、無害化・分解技術、簡易測定分析等の技術開発を推進し、また、その成果の導入・普及を促進する。